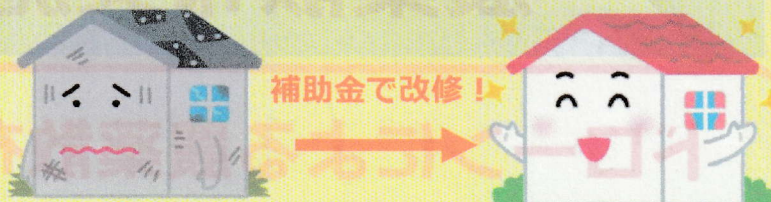


有田市援農者宿舎改修事業

援農者（季節労働者）
の方のための宿泊場所
を改修しませんか？



補助額 最大40万円

※物件の種類によって補助率は変わります。
また補助件数については上限があります。



（補助対象）

外壁張替やトイレ、風呂の改修工事等
改修内容によっては対象外となる場合があります。

詳細についてはHPをご覧ください、
有田みかん課までお問い合わせください。

（市HP）



有田市遊休農地解消支援事業

遊休農地を買い取り又は借り受けて解消（草刈り等）し、
耕作する方に対し、解消に係る費用を一部助成します！

補助額 1aにつき1万円（最大50万円）

要件など、詳細についてはHPをご覧ください、
有田みかん課までお問い合わせください。

（市HP）

要件など
詳細 →

農地をお探しの方、遊休化した農地の
管理を任せたい方も一度有田みかん課
へご相談ください。



< お問い合わせ先 >

有田市役所 有田みかん課 TEL0737-22-3635

E-mail aridamikan@city.arida.lg.jp

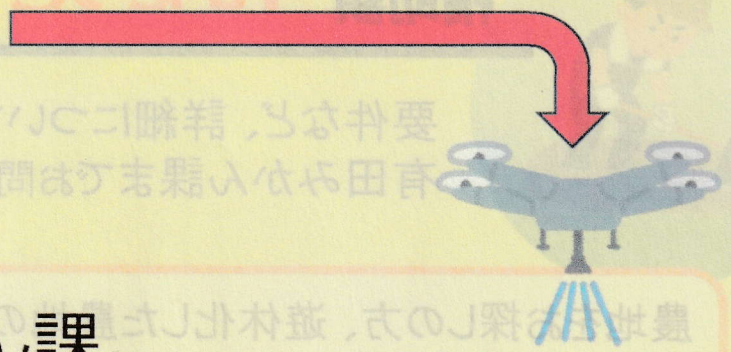
有田市ドローン 農薬散布実施支援補助金

ドローンによる農薬散布をしてみませんか？

有田市内在住の農家さんの市
内農地へのドローンによる農
薬散布にかかる事業者委託費
用を補助します！

補助額は
実施した
農地10a
あたり
5,000円

- ・補助の対象はドローンによる業者への農薬散布の事業者委託費用です。
- ・補助金の交付は、1農地につき1回限りとなります。
- ・交付申請は5月18日（月）より受付します。



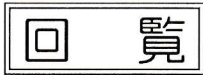
詳しくは有田みかん課
までお問合せください。

裏面もご確認ください。

< お問い合わせ先 >

有田市役所 有田みかん課 TEL0737-22-3635

E-mail aridamikan@city.arida.lg.jp



令和 8年 4月 1日



◇◆◇ みどり 水土里ネット有田川からのお知らせ ◇◆◇

◇令和8年度 田植え水の通水日程等

水土里ネット有田川

| 水系名 | 通水開始 | 土用干し(予定) | 落とし水(予定) |
|-------|-------|---------------|----------|
| 吉備井関係 | 6月 1日 | ----- | 9月23日 |
| 宮原井関係 | 6月 1日 | 7月13日 ~ 7月18日 | 9月23日 |
| 糸我井関係 | 6月 1日 | 7月15日 ~ 7月20日 | 9月 5日 |
| 保田井関係 | 6月 1日 | 7月22日 ~ 7月27日 | 9月23日 |
| 宮崎地区 | 6月 1日 | 7月13日 ~ 7月22日 | 9月13日 |

※ 通水日までに、所有土地並びに耕作地に隣接する農業用排水路の清掃にご協力お願い致します。

ご注意を！

通水が始まりますと普段は流れていない農業用水路に多くの水が流れます。ご注意下さい。

◇土地改良施設の持つ多面的機能

用排水路などに代表される土地改良施設は、農作物の生産に利用されるだけでなく、土壌保全、地下水のかん養、治水をはじめ、親水空間の創出、景観の保全などの役割を果たしています。また、排水路は地域の排水としても広く利用されています。

※農薬を使用される皆様へ※

近年、当土地改良区管内において、水路又は側溝等への残農薬の排水等により魚類等の大量死が発生しております。残農薬を水路等に捨てるなどの行為は行わない様に調合量を当初から計算し、スプリンクラー施設にて散布を行う際は、水路等に飛散しない様角度の調整・確認をお願い致します。

水路は地域の財産です。
周辺の環境美化にご協力を！

みどり 水土里ネットは土地改良区の愛称です。

水土里ネット有田川（有田川土地改良区）
TEL0737-88-7551・FAX0737-88-7552



【裏面もご参照ください】

◇◆◇◆◇◆◇ この様な時には届出を ◇◆◇◆◇◆◇

[組合員資格の変更や農地を移動した場合]

『組合員資格得喪通知書』の提出を！

1. 農地の全部又は一部を売買・貸借・交換・贈与したとき
2. 組合員が亡くなられたとき、経営を移譲をしたとき
3. 農業者年金(経営移譲年金)を受けようとするとき
4. 住所を変更したとき

※ 土地改良区の土地台帳面積・組合員等の変更は、公共機関(法務局・市町村・農業委員会)等に農地の転用の変更手続きをしても、ご本人が直接土地改良区への届出をして頂かなければ変更はされません。

従って届出がない場合、賦課金は変更前のまま賦課されますので、ご注意ください。

〰〰〰〰〰〰〰 〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰 〰〰〰〰〰〰〰

[農地を転用する場合]

『農地転用についての申出書』・『地区除外申請書』の提出を！

1. 農地を転用するとき(宅地・道路等にするとき)

※ この様な場合は、転用組合員と転用関係者連名で『農地転用についての申出書』と併せて『地区除外申請書』を提出してください。

※ 水田並びに転換畑を転用する場合、農地転用地区除外決済金と手数料が必要となります。

また、畑地かんがい施設加入地については、畑灌維持費決済金と別途畑地かんがい施設脱退修正工事費が必要となります。

『移動報告書』の提出を！

1. 公共事業等(道路改修・河川改修等)で農地が買収されたとき

※ 公共事業等での買収であっても、ご本人が直接土地改良区への届出をして頂かなければ変更はされません。

〰〰〰〰〰〰〰 〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰 〰〰〰〰〰〰〰

[土地改良施設を使用、又は利用したい場合]

『浄化槽排水放流水路使用許可申請書』の提出を！

1. 合併浄化槽処理排水の放流について、当土地改良区管内の土地改良施設である排水路を使用したいとき

※ この様な場合は、上記申請書を土地改良区に提出してください。

※ 浄化槽排水放流水路使用料並びに手数料が必要となります。

『土地改良施設利用許可申請書』の提出を！

1. 土地改良施設(用水路等)を架橋進入路等で利用したいとき

※ この様な場合は、上記申請書を土地改良区に提出してください。

※ 利用料並びに手数料が必要となります。

※ 併せて、関係市・町への申請が必要となる場合があります。